

京都市告示第136号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和 8年 5月19日

京都市長 松井孝治

道路の種類            市道  
 供用開始の期日        告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
嵯峨経183号線	右京区嵯峨観空寺明水町37番地の9地先から 同町37番地の3地先まで	旧	メートル 29.20	メートル 5.70 ~ 5.91
		新	29.20	5.70 ~ 6.01
大枝42号線	西京区大枝東長町1番地の455地先から 同町1番地の14地先まで	旧	4.40	5.52 ~ 6.01
		新	4.40	6.01 ~ 7.83
羽束師66号線	伏見区羽束師古川町149番地の5地先から 同町141番地の2地先まで	旧	79.00	3.10 ~ 6.00
		新	79.30	6.00 ~ 6.06
羽束師67号線	伏見区羽束師古川町152番地の1地先から 同町863番地地先まで	旧	57.00	1.82 ~ 3.50
		新	48.00	4.00 ~ 6.50

(建設局土木管理部道路明示課)